

平成24年 7 月25日
東京電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第12項の規定に基づき届出を行なった選択約款の融雪用電力（平成24年 9 月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、6（料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 6（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	2,005.50	95.50
3月超過	477.75	22.75
電力量料金		
1キロワット時につき	14.79	0.70

(2) 別表2（燃料費調整）に定める基準単価

単 位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.222	0.011

